

人権基準と精神保健医療基準の一致

～権利に基づき、地域に根ざし、本人中心の、
リカバリー志向の精神保健医療～



2025年9月20日（土）14:00～

講師 池原毅和さん

日弁連 精神障害のある人の強制入院廃止及び
尊厳確立実現本部 本部長代行

ミーティング ID: 841 8560 5574

パスコード: 537320

<https://x.gd/sy42P>

障害者権利条約は、代諾から支援を受けた意思決定への完全転換（12条）、強制入院の廃止（14条）、インフォームドコンセントを含む他の者と平等な質・量の医療の保障（25条）などを要請していますが、それは人権の観点だけでなく精神保健の観点からも要請されています。

WHOは、right-based、community-based、person-centered、recovery-orientedの観点から精神保健医療を改革することを求め、生物医学モデルに基づく診断→投薬→症状の軽減という単純化された治療モデルから、さまざまな要因に全人的（holistic）にアプローチするモデルへの転換を求めています。これを踏まえて、強制入院廃止までのロードマップとその実現についてお話ししたいと思います。

参考資料として、「地域精神保健ガイドダンス 本人中心の権利に基づくアプローチ」も次のURLよりダウンロードしてご参照下さい。

<http://tokyo-advocacy.com/files/template/who.pdf>